

開浄水場休止差止請求事件控訴理由骨子（案）

第1 はじめに

控訴人らの求めているものは何か

原判決は昭和36年来の歴史的事実の評価を誤っている

原判決は宇治市長が昭和50年来繰り返し開地区住民にしてきた確約の成立を否定した

原判決は水道法の解釈を誤り原告の主張の整理を誤った

第2 控訴理由

1. 法令の解釈の誤り

(1) 水道法の解釈の誤り

水道法は水道事業の枠組法であって給水契約の内容を一律に規律していない

(2) 原審が水道法の誤解している端的な一例

「用水」の供給は求めていない

(3) 水道法が給水事務を契約によることとした趣旨～下水道利用関係との対比

下水道利用関係は契約ではない

(4) 水道法が給水事務を契約によることとした趣旨～福祉行政との対比

契約によるのは利用者本位のサービスを実現するため

(5) 行政は自らのした確約に拘束されないのか

2. 事実誤認

(1) 給水契約の給水義務の内容の特定に関する事実誤認

53年覚書の中に浄水場や水源が記載されていないから「特段の事情」はないのか

(2) 原告の主張の不正確な理解

(3) 給水契約の内容を特定するための事実認定の手法

契約書に明文で書いてなければ合意は認められないのか

(4) 原判決における事実誤認

第3 当審における控訴人の主張

1. 昭和50年の宇治市長提案に係る三者三様負担合意

2. 昭和50年合意の履行手段としての昭和53年覚書

3. 以上の歴史的経過を踏まえての宇治市の認識

4. 平成15年4月14日付宇治市長の日産車体への寄附依頼文

5. 開地区住民の認識

6. 開浄水場休止の特段の理由がないこと

※ 原判決の躓きのもととは何か

※ 原判決にのって「特段の事情」論をした方がよいのか

※ 特殊契約論から当事者の認識論へ